

「表紙共 11枚」

令和3年8月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年9月8日(水曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 9月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法施行規則第18条第6項の規定による該当報告の件

第2号 農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件

7 その他

(1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について

日時：9月29日（水）午後4時～ （役員のみ出席）

(2) 9月現地調査

日 時 9月27日(月) 午前9時～
※ 調査委員

(3) 9月調査委員会

日 時 9月30日(木) 午前9時～
※ 会長、副会長、調査委員

(4) 9月定例総会

日 時 10月8日(金) 午後2時～
会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

9月22日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。まだコロナが終息しておりません。また今日もなるべく早い時間で終わりたいと思います。積極的なご審議をお願いしたいと思います。また戸別訪問は中止を継続しております。</p> <p>それでは、着座しまして議事を進行してまいりたいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは議事録署名委員は、6番の綾垣和子委員、18番の財津政美委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、議案訂正がございましたら事務局お願いいたします。</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局から議案訂正でございます。今回の分ではございませんが、前回8月10日開催分で訂正がございます。お手元にですね、A5版のメモ紙のようなものをお配りしているかと思えます。そちらをご覧になっていただきたいと思えます。</p> <p>令和3年7月定例総会、令和3年8月10日開催の議案訂正と書いている分でございますが、前回の7月定例総会での、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてですね、4件の申請がございましたが、そのうち1件で、20ページの29番、大字日高〇のほか3筆について、これは〇さんからの申請があった分ですけれども、そちらの4筆のうち1筆、大字日高〇の地積が850㎡と表示されておりましたけれども誤りでございました。正しくは350㎡でございましたので訂正いたします。それに伴ってですね、4筆合計も3,011㎡から2,511㎡に訂正となります。前回の訂正分でございますので、お手数ですけれども、お持ち帰りいただいてですね、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。私のほうからは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では、早速議案の審議に入りたいと思えます。</p> <p>今回の調査委員は、5番、左原三枝子委員、7番、森克男委員、15番、美野英俊委員でございます。調査委員長は15番の美野英俊委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、美野委員、一言よろしく申し上げます。</p>
<p>調査委員 (美野英俊)</p>	<p>こんにちは。今月の調査委員ということで、先だって8月26日に左原委員と森委員と3名で、事務局のほうは3名随行していただきまして現地を見ました。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定により許可申請の件、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(櫻木悠輔)

それでは、私のほうから農地法3条の申請分について説明いたします。議案集は1ページから3条の申請、今月は7件上がっております。

まず、49番から説明いたします。大字花月〇で、譲渡人が中央1丁目の〇さん、規模縮小していきたいということで、この申請地の真ん前にお住まいの〇さんが、買い受けて規模拡大したいということです。場所は伏木公園のすぐ西側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。この囲んでいるところのこの前、こちらが譲受人の方のお住まいがあるところですが、現在の状況はこのようになっております。

続いて50番、日高〇で、譲渡人が大分市の〇さん、遠方のため耕作が行えないために譲り渡したいということで、譲受人が清岸寺町の〇さんです。譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、日高町の交差点から踏切を北に入って行きまして、少し西に入って行ったところですが、航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に、2ページに行きまして、51番、小山〇で、譲渡人が石井町1丁目の〇さん、身体的に農業をすることが難しいため、譲渡したいということで、譲受人が同じく石井町1丁目の〇さん、譲り受けて規模を拡大したいということです。場所は県道朝田日田線を石井から南に行きまして、平野球場の少し手前のほうになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に52番、大山町東大山の〇と〇で、譲受人が清岸寺町の〇さん、多忙により維持管理が出来ないということで、譲受人が大山町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は広域農道から旧都築小の方面に少し下りて行ったところになります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に3ページにいまして、53番と54番、こちら、合わせてご説明します。こちらの譲受人の方は〇さん。こちら7月と8月の総会でそれぞれ別段面積の指定を受けているものです。譲渡人は、53番が〇さん、54番が〇さんで、このお二方は親子になりまして、建物はお父様の〇さん名義ですが、両方の農地が空き家に付随するものとして、空き家バンクを使った売買となるため、今回3条申請が上がっているものです。場所は大山

<p>調査委員 (美野英俊)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>振興局のすぐ裏手になります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。こちらが53番の案件、こちらが54番の分になります。</p> <p>最後に4ページの55番、前津江町大野〇と〇です。譲渡人が日高町の〇さんと、広島市にお住まいの〇さん、こちら2分の1ずつ共有となっております。こちらは相続によって農地を取得したものの、農業を行うことが出来ないため、申請地のご近所にお住まいの〇さんに譲り渡すということです。場所ですが、県道日田鹿本線を大山から前津江方面に向かう途中、前津江振興局の少し手前を北側に入って行ったところになります。航空写真で見ますと、こんな感じになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。こちらは現地調査の際に見た限りではかなり荒れているようでした。この土地相続をされたのが5年前のため、そのくらいからずっと耕作をされていないように見受けられました。ただ、譲受人の〇さんをご自身が土木関係の事業をしております、重機などを使って全て元に戻し、柚子の木を植えていくということでした。</p> <p>3条の7件の説明は以上です。ここで今月の調査委員の美野委員に今回の意見をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>今の55番、4ページです。私、お父さんは一緒に仕事をしたことがありますが、もうお父さんも亡くなっており、その娘さんにやったんですけれども、こういう状態で、かなりやっぱり重機か何かなければ無理と思いません。イノシシの遊び場みたいな部分もありましたし、ハウスが一部見受けましたけれども、〇さんが重機やら持つてできるということになれば大丈夫と思えます。以上です。ほかにはありません。</p> <p>ありがとうございます。次にチェックシートの説明に行きます。チェックシートの資料のNo.1をごらんください。今月のチェックシートが1ページと2ページに渡っております。こちら全て各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当しない、つまり、許可を出す分に問題ないということを確認しております。事務局からは以上です。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきます。よろしいですか。</p> <p>なかったらですね、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>では、議案5ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。</p> <p>番号18、大字石井〇で、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積が111㎡の第3種農地です。申請人は、日田市石井町3丁目の〇さんです。既に進入路として利用しており、許可を受けていなかったため、申請するものです。申請地の近くには〇がございまして、赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。赤く囲んでいる、Tの字の土地が今回の申請地、青く線を囲んでいるところは、後ほど5条のほうでご説明いたします。字図はこのようになっております。現況の写真がこちらです。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>

<p>調査委員 (美野英俊)</p>	<p>この件については、○が近くにありますが、そこは個人だけで使っておるようで、ほかに問題はありません。以上です。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No. 1の3ページと4ページが農地法4条についてです。全ての項目に該当しないことを確認しておりますので、許可見込みありと考えております。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、1件は追認で始末書ということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思っております。ありませんか。</p> <p>なければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、6ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、9件でございます。事務局、説明のほうをお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>農地法第5条についてです。今月は9件申請がありました。</p> <p>番号47、大字石井○と○で、地目は台帳が畑で、現況が雑種地で、面積が合計で34.68㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市石井町3丁目の○さんで、譲受人は日田市石井町3丁目の○さんです。先ほど4条でご審議</p>

いただいた案件と同じように、既に進入路として利用しており、許可を受けていなかったため申請するものです。場所も先ほどとほとんど一緒です。○さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、この赤く記しているような形の2筆になっております。字図はこちらで、この細長い土地です。こちらが現況の写真です。先ほどの4条のところの隣のところの2筆になっております。

続いて、番号48、大字三和○と○で、地目は台帳、現況はそれぞれ田もしくは畑で、面積が合計で976㎡の第3種農地です。譲渡人は各土地に持分2分の1ずつで、お二人ずつおられまして、○は大分市の○さんと東京都の○さんです。○は、神奈川県○さんと○さんです。譲受人は日田市中央1丁目の○さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。画面左右に走っておりますのが大分自動車道です。○がございまして、すぐ向かいの土地です。画面上部には○さんが写っておりますので、こういった位置関係の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このような形になっております。こちらが字図です。次に現況の写真をごらんいただきますが、まずこちらの○です。現状、草がかなり生えておりますが、場所としてはこういったところになっております。すぐ、その隣接しているところが○、このような状況になっております。

続いて、番号49、大字高瀬○と○で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が合計で982㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市高瀬本町の○さんで、譲受人は日田市中央通3丁目の○さんです。申請地を譲り受け、資材置場用地と駐車場用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。○さんがこちらにございまして、○さんがこちらにございます。通り沿いの赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

続いて、番号50、大字有田○で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が760㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市中尾町の○さんで、譲受人は日田市有田町の○さんです。申請地を譲り受け駐車場用地として利用したいとのことでの申請です。申請地ですが、○さんがございまして、すぐ隣の農地となっております。航空写真で見るとこのような形です。赤く囲んでいるところが申請地です。譲受人の○さんが、こちらの会社の役員さんをされていますので、会社に貸す形をとるということで伺っております。こちらが字図です。現況の写真、このようになっております。

ページをめくっていただきまして、番号51です。大字有田〇で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が330㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市中尾町の〇さんで、譲受人は日田市丸山2丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。50番の案件のすぐ隣の土地となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

続いて、番号52、吹上町〇と〇で、地目は台帳、現況ともに全て畑で、面積が合計で339㎡の第3種農地です。譲渡人は熊本県の〇さんです。譲受人が日田市石井町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。玉川バイパスが通っておりまして、赤く印をつけているところが申請地です。航空写真で見ると、このようになっております。隣に建物が写ってありますが、ここも含めたところで2区画分譲地を作る予定と伺っております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

続いて、番号53、大字庄手〇で、地目は台帳、現況ともに田で、面積が329㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市日ノ隈町の〇さんです。譲受人は日田市中釣町の〇さんです。申請地を譲り受け駐車場用地として利用したいとのことでの申請です。場所は三隈中学校がこちらにございまして、通りを二つ挟んだ、こちらの赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。字図はこのようになっておりまして現況写真はこのような様子となっております。駐車場で329㎡で、かなり広い土地ということになりますが、ご自身が使うのが2、3台で、ご家族が帰省された際など使うところがまた2、3台、近隣の方に貸し出す予定で、もう話がまとまっているものが2台ほどと余裕を持って2台ほどということで、計画をされているということで図面をいただいております。

続いて、番号54です。大字庄手〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が542㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市日ノ隈町の〇さんです。譲受人が日田市中釣町の〇さんです。申請地を譲り受け、一般住宅として利用したいとのことでの申請です。先ほどの53番の案件のすぐ隣の農地ということになっております。三隈中学校がございまして二つ通りを挟んだ赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。現況はこのようになっております。こちらも一般住宅で542㎡と平均より大きな土地かなと思いますが、計画図を見ますと、この写真の手前のほうに住宅の建物やガレージ等ございまして、奥のほう

	<p>には子供さんやそのお友達が野球の練習をしたり、遊んだりというスペースを計画されているということで伺っております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、55番の案件に移ります。大字石井〇で、地目は台帳、現況ともに畑で、面積が321㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市石井町3丁目の〇さんです。譲受人は日田市石井町3丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地拡張用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。〇さんがこちらにございまして、近くに〇さんがございまして、その近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。字図はこちらの黄色く色が付いているところが申請地です。現況の写真はこのようになっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>10ページの55番ですね、〇さんが〇さんに譲渡する分は、畑は畑と思いますけども、航空写真見ますと、少し木があって、陰になるから何を植えるだろうかと思ったら、話の中ではコンニャクやらちょっと家庭菜園をしたいというふうなことを聞きました。ほかの物件については、何も問題ありません。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。資料No.1の5ページから8ページまでが5条の案件になっております。各項目に該当しないことが許可の条件です。書類等によって該当しないことを確認しております。私から以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。</p> <p>はい、中島委員どうぞ。</p> <p>14番の中島です。先ほどの55番の件なんですけど、宅地拡張用地となっておりますけど、別に家を拡張するわけではなくて、ただ、菜園として家庭菜園として使うということでしょうか。</p>
<p>調査委員 (美野英俊)</p>	
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	
<p>議長 (石井照久)</p>	
<p>14番 (中島浩司)</p>	

<p>議 長 （石井照久） 事務局 （太郎良悠希） 1 4 番 （中島浩司）</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>そうですね。一部家庭菜園、一部D I Y作業用地ということで、広く捉えれば庭の一部ということで考えられてるようです。建物を建てるという計画はいただいております。</p> <p>それで、宅地拡張用地っていう名目になるんですか。わかりました。</p>
<p>議 長 （石井照久） 1 4 番 （中島浩司）</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長 （石井照久）</p>	<p>ほかに何かございませぬか。</p> <p>ないようでございます。なければこの件につきまして、9件につきましてですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 （石井照久）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>委員長さん、一応これで議案はおしまいでございますが、何か最後に現地調査とか調査委員会の結果などですね、よかったら一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員 (美野英俊)</p>	<p>この件につきまして、8月26日に現地調査を実施しました後、8月31日に一応、会長さんと、委員一緒に検討した結果、何とか通過いたしました。そういうことで、一応終わります。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p> <p>それではですね、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規1件、再設定1件、中間管理事業一括方式1件、解約3件でございます。この中で議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。○番の○委員、退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(○委員 退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>退出いただきましたので、進めてまいりたいと思います。先にこの○委員の案件を先にしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>(○委員 着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、残りの案件につきまして、それぞれの委員のエリアにおいて確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をしてご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。江藤委員どうぞ。</p>

<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>4番の江藤です。12ページの302の貸し手の借り手のところですけど、会社が借りるような感じになってしまいませんか。個人のを会社が借りるといことなんですが、貸し手と借り手は同じ人ですよ。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>はい。この分についてはですね、〇さん個人の所有してる農地について、法人としての〇という、代表は同一人物なんですけれど、法人のほうが借り受けるという形になりますので、厳密には人格が異なるということになります。個人から法人ということですよ。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>こういう形で、何ですかね、農業振興公社が中に入るということですか。これは普通でいうと会社に貸して、中に入らんでもいいのかなと、どういうメリットがこれはあるんですかと思いました。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>詳しい運用のほうは担当が農業振興課なのでちょっと詳細はわかりませんが、一つ私が分かるのは、貸す側が一定の規模、個人が所有する一定の最低の面積があるのですが、それを残して全てを中間管理機構のほうに貸すと、税制上のメリットを受けられるということがあります。固定資産税です。そういったことは聞いております。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>江藤委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。ないようでしたら、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項及び基本構想の要件を満たして考えます。ご意見がなかったらご承認いただきましょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、15ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行について、5件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>それでは、議案15ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は5件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号31、大字花月〇と〇で、地目は台帳が畑で、現況が原野で、面積が合計で1,160㎡です。申請人は日田市伏木町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに伏木公園がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現況は、雑草や雑木などが生えており、また、30年ほど前に、近くの農地の圃場整備の残土置場に使用され、そのときから地面の中に岩が全体的に埋まっており、トラクターなどでの復旧が難しい状況となっております。</p> <p>続きまして、番号32、天瀬町出口〇と〇で、地目は台帳が田で、現況が山林と原野で、面積が合計で2,742㎡です。申請人は神奈川県〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。離れていますが、五馬中学校と〇がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真となっております、雑木や雑草が生育しているような状況となっております。こちらが〇の現況の写真となっております。少し写真では見にくいですが、雑草が背丈以上に生育しているような状況となっております。</p>

ページをめくっていただきまして、番号33、大字花月〇で、地目は台帳が田で、現況が宅地で、面積が25㎡です。申請人は日田市藤山町の〇さんです。申請理由は、昭和60年10月2日に宅地として、農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。藤山三差路から真っすぐ進みまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、宅地の一部として現在使われているような状況となっております。

続きまして、番号34、大字求来里〇で、地目は台帳が田で、現況が山林で、面積が1,211㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに神来町公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真となっております、現況は雑草や雑木が生育しているような状況となっております。

続きまして、番号35、中津江村栃野〇と〇で、地目は台帳が田で、現況が原野で、面積が合計で2,177㎡です。申請人は中津江村の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準1、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに津江小中学校と中津江ホールがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。まず最初に、こちらが令和2年度の災害当時、被災当時の写真となっております。こちらが現況の写真となっております。現況は、該当農地の横に流れている川の護岸工事のため、岩や土などが入れられておりまして、トラクターなどでの復旧が難しい状況となっております。

以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんからは、現地調査の際に証明発行して問題ない旨、承っております。私からは以上です。

議長
(石井照久)

ありがとうございます。現況証明書、非農地証明書の発行でございます。事務局のほうとですね推進委員さんのほうはよろしいということでございますが、皆さんにご確認いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、18ページ、議案第6号、9月調査委員の選任についてでございます。私のほうからご指名させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>4番の江藤義幸委員、10番の川津美利委員、16番の伊藤明美委員の3名の方をお願いしたいと思います。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任したものでございます。よろしくお願いたします。</p> <p>続きます、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法施行規則第18条第6項の規定による該当報告の件 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件</p> <p>7番 その他 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について 日 時 9月29日(水) 午後4時～ (役員のみ出席)</p>

(2) 9月現地調査

日 時 9月27日(月) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 9月調査委員会

日 時 9月30日(木) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 9月定例総会

日 時 10月8日(金) 午後2時～ 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

9月22日(水) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「8月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年10月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 1 8 番